

新型コロナウイルス感染症に係る市主催イベント開催に関する指針

1 基本

市主催（実行委員会主催で市が関与しているものを含む。）の不特定多数の参加者による大規模なイベント等は原則中止または延期とし、開催するイベント等は次のとおりとする。

2 開催するイベント等

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策のための会議等
- (2) 市政の運営上、緊急を要する会議等
- (3) その他中止または延期することにより市民生活に影響のあるイベント等（この場合は開催判断理由を示すこと）

3 イベント等を開催する場合は次のことに留意されたい。

- (1) 事前の周知
発熱、呼吸器症状（咳、くしゃみ等）がある方は、イベント等への参加又は施設の利用をご遠慮いただくことを周知する。
- (2) 開催時等の対応
イベント等の参加者や施設利用者（以下「参加者等」という。）に対して手洗いや咳エチケットを励行すること等の注意事項を周知する。
- (3) 主催者によるフォロー
主催者又は施設管理者は参加者等に感染症対策の注意喚起や保健所へ相談する場合等について記載したチラシを配布するなどの周知をする。

4 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向を踏まえ随時改正する。

5 指針の適用期間

この指針の適用期間は、当分の間とする。

6 この指針は、令和2年3月2日から施行する。

改正 令和2年3月30日
令和2年4月27日
令和2年5月25日

